

静岡県告示第137号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士川身延線	富士市木島字南山562番の1地先から 富士市木島字南山官有無番地まで	令和6年3月9日 午後3時

=====

静岡県告示第138号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士由比線	富士市岩本字上町2220番の12から 富士市木島字南山562番の1地先まで	令和6年3月9日 午後3時

=====

静岡県告示第139号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月1日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	牧之原市静波字十ノ坪 2161 番の 2 から 牧之原市静波字十ノ坪 2155 番の 4 まで	令和6年3月9日 午後3時

=====

静岡県告示第140号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月1日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
菊川榛原線	牧之原市静波字浜田坪 1114 番の 2 から 牧之原市静波字十ノ坪 2155 番の 3 まで	令和6年3月9日 午後3時